令和元年６月５日

重度訪問介護事業所　管理者　様

重度訪問介護における同行支援の提供について

障害者総合支援法の制度改正により、平成３０年４月より重度訪問介護における同行支援が創設されました。高松市における必要書類や利用手順等については、以下のとおりです。

　なお、国の通知などにより、今後取扱いが変更する場合があります。

１　制度概要

（１）重度訪問介護の同行支援とは

障害支援区分６の利用者に対し、新任の従業者であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が不十分とならないよう、熟練した従事者が同行してサービス提供を行うものです。

|  |  |
| --- | --- |
| 新任従業者 | 重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者  （利用者への支援が１年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ６ヶ月を経過した従業者は除く）  ＊別の事業所でヘルパー経験があっても、特別なコミュニケーション技術を要する利用者へ初めてサービス提供する場合、新任従業者とみなします。 |
| 熟練従業者 | 当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者  （当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者のこと） |

（２）算定の考え方

熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間について、利用者の状態や新任従業者の経験等を踏まえて判断します。障害福祉サービス受給者証には、特記事項欄に

「同行支援可○人、各１２０時間」と記載します。

※平成３１年４月４日付け事務連絡、障害福祉サービス等報酬に関するＱ＆Ａ 問８において、受給者証には、１ヶ月あたりの合計人数と合計時間を「同行支援可（○人、○○時間○○分）」と記載する取扱いとなっておりますが、既に発行済みの受給者証については、記載の変更は致しませんので、ご注意ください。

・利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者ごとに１２０時間とします。

　　 当該時間（１２０時間）は、ひと月あたりの時間数ではなく、新任従業者ひとりあたりの累計の時間数となります。

新任従業者が複数の利用者に支援を行う場合、同行支援の合計時間が１２０時間を超えることは認められませんが、熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はありません。

・原則として、利用者１人につき、年間で３人の従業者について算定できます。

「年間」とは、「１人目の新任従業者に同行支援を開始した日から１２ヶ月間」のことをいいます。例えば、平成３０年５月１日から新任従業者に同行支援を開始した場合は、平成３０年５月１日から翌年４月３０日までの間で３人算定できます。

原則、新任従業者の入れ替えはできませんが、新任従業者の退職等あった場合等、重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、必要と認められた場合には、３人を超えて算定できる場合があります。

※平成３１年４月４日付け事務連絡、障害福祉サービス等報酬に関するＱ＆Ａ 問７において、３人の従業者は「事業所ごとに３人ずつ認められるものではない」とされていますが、利用者が十分なサービスを受けられるよう、高松市では、「事業所ごとに３人ずつ認める」取扱いとしていますので、ご注意ください

２　提出書類について

・同行支援計画書

新規従業者の氏名や採用年月日のほか、熟練従業者の氏名、同行支援を行う時間数（予定）などを記載してください。

・同行支援計画書（別紙）（同行支援計画書と同時に提出のこと）

新任従業者のヘルパー経歴等について記載してください（用紙１枚に３人分の欄を設けています）。熟練従業者による当該利用者へのサービス提供実績についても記載してください。直近３ヶ月にサービス提供をしていない場合は、熟練従業者の要件を十分に満たしている根拠が他にある場合は、そのことがわかるように記載してください。

・同行支援実績報告書（同行支援を終了した翌月１０日までに提出のこと）

月ごとの同行支援実績を記載すること。

３　利用手順

1. 重度訪問介護事業所は、新任従業者のサービス提供にあたり同行支援を検討する。

（２）重度訪問介護事業所は相談支援専門員に連絡をいれ、相談支援専門員は、障がい福祉課**認定係**に連絡を入れる。

（３）相談支援専門員は、『介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費支給変更申請書』及び『サービス等利用計画案』を障がい福祉課**認定係**に提出する。

（４）重度訪問介護事業所は、『同行支援計画書』及び『同行支援計画書（別紙）』を障がい福祉課**指導監査係**へ提出する。

（５）障がい福祉課**認定係**は、審査後、同行支援について記載した受給者証を交付する。

（６）障害福祉サービス受給者証を確認のうえ、重度訪問介護事業者は、同行支援を実施する。

（７）予定した同行支援が終了したら、重度訪問介護従業者は、翌月１０日までに『同行支援実績報告書』を作成し、障がい福祉課**指導監査係**へ提出する。

４　その他

・新任従業者を追加で採用した場合や、従業者の急な退職等あった場合には、その都度、必要書類を提出してください。

・新任従業者と熟練従業者が異なる重度訪問介護事業所に従事する場合、それぞれの重度訪問介護事業所から、同行支援として請求できます。その場合は、熟練従業者を派遣する事業所が上記提出書類を作成してください。

５　提出先及び問合せ先

高松市障がい福祉課　指導監査係　電話087-839-2333